

ニーズ調査について

1 根拠法令

子ども・子育て支援法第61条（抄）

- 1 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成しなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

→ 富山市においても、子ども・子育て支援事業計画を作成するにあたり、その根拠となる需要を把握する必要がある。なお国は、市町村の事業計画に「**量（現在の利用状況＋今後の利用希望）の見込**」が適切に設定されるよう調査票のひな形を提示している。

2 富山市のニーズ調査について

① 調査対象

未就学児童（0～5歳児）	7,500人	（抽出割合 36.3%	7,500人/20,680人）
就学児童（小学校1～6年生）	2,500人	（抽出割合 11.4%	2,500人/22,004人）

② 調査内容

- 「幼児期の学校教育」「保育」「地域の子育て支援（放課後児童健全育成事業以外）」
→未就学児童（0～5歳児）
- 「地域の子育て支援（放課後児童健全育成事業）」
→未就学児童（5歳児）、就学児童（小学校1～6年生）

② 調査項目

「幼児期の学校教育」「保育」「地域の子育て支援」の3本柱で構成されている。

● 必須項目

事業量の必要見込みを推計する上で必要な項目であり調査票（案）に**青字**で表記している。

（例）

- ・「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」を調査する項目
- ・「今後の就労希望（希望する時期・就労形態等）」を調査する項目…など

● 任意項目

調査票（案）に**黒字**で表記している。

④ 調査の方法

●調査の時期 9月～10月

●調査票のイメージ

・未就学児童（0～5歳児）

ア 対象年齢の子どもがいる世帯への調査（抽出調査）【ひな形 別添1】

イ 幼稚園に通う子どもがいる世帯への調査（悉皆調査）【ひな形 別添2】

ウ 認可外保育施設を定期的に利用している子どもがいる世帯への調査（悉皆調査）
【ひな形 未定】

・就学児童（小学校1～6年生）

エ 全小学校（全学年）を通じて各世帯への調査（抽出調査）【ひな形 別添3】

●抽出調査について

広く富山市全域のニーズが把握できるよう抽出について工夫する。

<参考>国の指針

3本柱（幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援）の調査対象について

- ・幼児期の学校教育・保育：就学前の子ども（0～5歳）
- ・地域の子育て支援（放課後児童健全育成事業を除く）：就学前の子ども（0～5歳）
- ・地域の子育て支援のうち放課後児童健全育成事業：5歳以上の就学前の子どもを基本とする。
ただし、地域の実情を踏まえ、各自治体の判断で現在利用している児童について、高学年（4～6年生）の利用希望を別途把握することでもよい。